

住民説明会(5月29日及び5月30日)終了後の質問票に対する回答

※ 回答については、要点をまとめて掲載させていただいております。

※ 回答が多岐にわたる場合は、質問を分割させていただいている場合がございますので、御了承ください。

1 主に施設の場所に関する御意見

質問	回答
<p>【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何故この場所に決まったのか。 ・山間部に建ててほしい。住宅から離れた土地を探してほしい。人が多い場所はトラブルも多い。 ・醍醐地域に建てるのは適切ではない。 ・他にも京都市の土地はある。他の場所ではいけないのか。 ・施設ができることによって、住民に何か利点があるのなら、納得できると感じるが、無いようであれば、住民の理解を得るのは無理である。 	<p style="text-align: center;">14件</p> <p>救護施設は、生活保護を受給されている方のうち、高齢や障害などを理由として、居宅における自力での生活を送ることが困難な方が入所され、施設内外での訓練を通じて、再度、居宅生活に戻ることを目的としています。このため、施設内での生活訓練だけでなく、通院や買物などの日常生活も、広い意味で今後の生活に向けた訓練となることから、山間部など人里離れた環境ではなく、社会復帰のための環境が整っているところが望ましいと考えております。なお、入所に当たっては、施設の中で落ち着いて集団生活ができるか、必要に応じて専門家の意見も聴取したうえで、福祉事務所が救護施設への入所を決定します。</p> <p>醍醐地域は、これまで長年にわたり、お年寄りまで子どもまで、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち醍醐」のまちづくりを進めてこられました。中でも醍醐和光につきましては、前身の京都市醍醐和光寮の時代から70年近く、温かい地域の皆様の御理解のもとで、地域の皆様と連携した運営を続けていただいております。</p> <p>市内で初めてとなる救護施設の整備予定地につきましては、本市では、これまで醍醐地域の皆様の社会福祉に対する御理解を踏まえまして、醍醐和光の敷地にある市有地を活用することが、最善であると判断いたしました。</p> <p>また、地域住民の皆様の利点といたしましては、これまでから社会福祉法人大阪自彊館の施設では、子ども食堂や独居老人宅の見守り訪問など、様々な地域貢献活動を行っており、今後、地域の皆様の御意見もいただきながら、どのような活動ができるか大阪自彊館とともに検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

2 主に救護施設の入所者に関する御意見

質問	回答																						
<p>【2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもがおり、とても不安に感じている。 ・万が一トラブルがあり、子どもに何かあった場合、誰がどう責任を取るのか。 ・せめて外に出る時は誰か付いて出たりしてもらったり、子どもたちが安心して過ごせるようにしてほしい。 ・子どもの通学時(登下校時)は外出を止めてほしい。 ・何かあった場合、誰がどう責任を取るのか。 	<p style="text-align: center;">16件</p> <p>救護施設は生活保護を受給されている方のうち、高齢や障害などを理由として、居宅における自力での生活を送ることが困難な方が入所する社会福祉施設であり、入所に当たっては、施設の中で落ち着いて集団生活ができるか、必要に応じて専門家の意見も聴取し、福祉事務所が救護施設への入所を決定します。そのうえで、入所後は施設職員が個々の入所者の状況に応じた個別支援計画を作成し、規則正しい生活、自炊、服薬管理などを適切に行います。</p> <p>外出については、全ての方が外出される訳ではありませんが、通院や買い物などで外出する際は、必ず受付手続きを行います。認知症や転倒のおそれがあるなど、一人で出歩くことができない場合は、職員の同行や施設の車両により送迎します。</p> <p>実際の外出時は、他の救護施設と同様、門限を定め、受付で手続きをしたうえで外出することをルールとしています。</p> <p>お子様への影響等に対する不安の御意見を多数いただいておりますが、現に、他の救護施設では小学校と隣接している場所もありますが、周辺に御迷惑をおかけしているようなことはありません。</p> <p>万が一、入所者が地域住民の方に御迷惑をおかけした場合は、本市と事業者が適切に対応いたします。</p>																						
<p>【2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者が自由に出入できるとのことであるが、門限などはないのか。 ・外出の際の見守り職員等はいるのか。 ・施設から出す専用のマイクロバスを出したらいいのではないのか。 	<p style="text-align: center;">5件</p> <p>救護施設については、入所者を強制的に収監・収容する施設ではなく、他の救護施設でも門限の設定はありますが、正当な理由なく行動の自由を制限することはできません。</p> <p>実際の外出時は、他の救護施設と同様、門限を定め、受付で手続きをしたうえで外出することをルールとしています。</p> <p>外出に当たっては、高齢や障害などを理由として、自力での居宅生活が困難であることから、全ての方が外出される訳ではありませんが、通院や買い物などで外出する際は、必ず受付手続きを行います。認知症や転倒のおそれがあるなど、一人で出歩くことができない場合は、職員の同行や施設の車両により送迎します。</p>																						
<p>【2-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な救護施設での生活例を示してほしい。いつ自由に出入できるのか、職員体制が少なくなる時間なども知りたい。 	<p style="text-align: center;">1件</p> <p>例えば、大阪自彊館が運営している他の救護施設の例では、次のような日課となります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">6時</td><td>点灯(起床)</td></tr> <tr><td>7時30分～</td><td>朝食(食後:服薬管理)</td></tr> <tr><td>9時～</td><td>朝の体操、生活訓練</td></tr> <tr><td>9時10分～</td><td>職員連絡会</td></tr> <tr><td>9時30分～</td><td>看護師の巡回</td></tr> <tr><td>10時～</td><td>生活訓練、洗濯、外出</td></tr> <tr><td>11時半～</td><td>昼食(食後:服薬管理)</td></tr> <tr><td>13時～</td><td>生活訓練、散髪等</td></tr> <tr><td>16時～</td><td>入浴</td></tr> <tr><td>17時30分～</td><td>夕食(食後:服薬管理)</td></tr> <tr><td>21時</td><td>消灯(就寝)</td></tr> </table> <p>門限についても、他の救護施設においては6時から20時まで外出可能ですが、実際には食事などがあることから、9時から17時頃までの外出が主となります。</p> <p>なお、今回整備する救護施設においては、職員が基準上25名配置されます。勤務は、宿直を含む交替制勤務であり、24時間体制で支援を行います。なお、夜間は職員が少なくなりますが、複数名の職員が常駐しており、施設からの出入りはできません。</p>	6時	点灯(起床)	7時30分～	朝食(食後:服薬管理)	9時～	朝の体操、生活訓練	9時10分～	職員連絡会	9時30分～	看護師の巡回	10時～	生活訓練、洗濯、外出	11時半～	昼食(食後:服薬管理)	13時～	生活訓練、散髪等	16時～	入浴	17時30分～	夕食(食後:服薬管理)	21時	消灯(就寝)
6時	点灯(起床)																						
7時30分～	朝食(食後:服薬管理)																						
9時～	朝の体操、生活訓練																						
9時10分～	職員連絡会																						
9時30分～	看護師の巡回																						
10時～	生活訓練、洗濯、外出																						
11時半～	昼食(食後:服薬管理)																						
13時～	生活訓練、散髪等																						
16時～	入浴																						
17時30分～	夕食(食後:服薬管理)																						
21時	消灯(就寝)																						

<p>【2-3】</p> <p>・日常生活を営むことが困難な方とあるが、元犯罪者、薬物依存者、アルコール依存者の方等もおられると聞いている。80名の入所者の方の内訳を教えてください。</p>	2件	<p>救護施設では、高齢や障害などを理由として、居宅における自力での生活を送ることが困難な方が入所されますが、過去の経歴や身体状況に応じ、入所者を区別しているものではありません。なお、入所に当たっては、施設の中で落ち着いて集団生活ができるか、必要に応じて専門家の意見も聴取したうえで、福祉事務所が救護施設への入所を決定します。</p> <p>なお、薬物依存やアルコール中毒により専門的な治療が必要になる方については、救護施設ではなく、病院や専門の施設に入所いただきます。</p> <p>また、罪を償った方のうち、様々な理由ですぐに自立更生できない方に対する支援としては、法務省所管の更生保護施設が自立更生の役割を担っています。救護施設の入所者の中にも、過去に罪を犯して罪を償った方が生活している場合もありますが、そうした方を専門的に受け入れる施設ではありません。</p>
<p>【2-4】</p> <p>・なぜ定員80名全員が男性となるのか。</p>	1件	<p>今回、救護施設の整備及び運営事業者の公募を行ったところ、これまでから男性入所者に対する支援の実績が豊富な大阪自彊館から、男性専用の救護施設の提案があり、事業者として選定したものです。</p> <p>居宅生活を営むことが困難な女性の方については、他の救護施設も含めて連携して対応してまいります。</p>
<p>【2-5】</p> <p>・大阪の人が入るのか。</p>	1件	<p>新たに整備する救護施設は、原則的には京都市の福祉事務所（各区役所・支所の保健福祉センター）が入所決定した方が入所します。</p>

3 救護施設の入所者に対する理解の促進に関する御意見

質問		回答
<p>【3-1】</p> <p>・地域の中には必ず障害のある人やそのご家族もいると思う。住民説明会に出席した人からの無理解な発言もあり、そのような方々の心情を思うととても辛い気持ちになった。今は健康であっても、事故や病気、加齢など、誰もが障害とは無縁ではないと思う。自分や自分の身の回りの人がそのような状態であっても、安心して暮らし続けられる地域に住みたいと思う。</p> <p>・建設されるか、されないにかかわらず、住民側の弱者に対する理解が深まるよう、啓発や教育に取り組んでいただきたい。</p>	2件	<p>救護施設は、高齢や障害、そのほか何らかの生きづらさにより、自立した日常生活を営むことが困難な方が利用する福祉施設であり、入所者の人権保障や福祉の増進の観点からも、引き続き、住民の皆様は救護施設に入所される方や社会的弱者に対する理解を深めていただけるよう、重ねて説明してまいります。</p>

4 主に地域との連携等に関する御意見

質問		回答
<p>【4-1】</p> <p>・地域との協定とはどのようなものか。</p> <p>・登下校時の見守り活動への協力や道路の整備などの地域への貢献とは具体的にどのような内容か。地域が受け入れるメリットはあるのか。</p>	2件	<p>救護施設と地域との協定については、今後、本市・事業者・自治組織の間で、共にお互いを認め合い、施設も地域に貢献できるよう締結するものと考えております。</p> <p>具体的には、地域の方にも参加していただき、定期的な協議の場を設けることや災害等が発生した場合の施設開放などが考えられます。</p> <p>また、地域への貢献についても今後検討を深めていく必要がありますが、登下校時の見守り活動への協力や、その他、東側の道路が暗く危険であるとの御意見も頂戴しており、例えば街灯や防犯カメラの設置などができないか検討してまいります。</p>
<p>【4-2】</p> <p>・街灯を増やすとか、防犯カメラの設置など、整備することが決定した場合の具体的な対策は。</p>	1件	<p>今後、事業者や関係機関、地元の皆様の御意見などを踏まえて検討を進めていく必要がありますが、整備予定地東側の道路が暗いといった状況については把握しており、地域の防犯力を高める観点から、街灯の整備や防犯カメラの設置について検討してまいります。</p>
<p>【4-3】</p> <p>・施設と近隣住民とのやり取り（苦情の対処など）を教えてください。</p>	1件	<p>救護施設の整備及び運営事業者である社会福祉法人大阪自彊館は、大阪市内や滋賀県内で数多くの救護施設を運営するとともに、100年以上にわたる生活困窮者支援の実績があり、700名を超えるスタッフがおり、大規模かつ安定的な運営を行っている事業者です。</p> <p>これまでの長年にわたる経験の中で、入所者はもとより、周辺の住民の方とも関係性を築いておられます。</p> <p>例えば、町内会への加入や地域の行事への参加、清掃活動といった活動に取り組むとともに、近隣住民の方向けの施設見学会を開くなど、施設の必要性を認識していただけるような取組もされています。</p> <p>なお、救護施設に入所中の方が、近隣住民の方に迷惑をかけるようなことは無いことも併せて聞いており、本市としては、新たに整備する救護施設においても、しっかりと取り組んでいただけるものと確信しておりますが、開設後も地域の方からの御意見等をいただけるよう、定期的な協議の場を持つなど施設と近隣住民との意見交換等を行ってまいります。</p>
<p>【4-4】</p> <p>・これまでの経過及び地域への説明状況を教えてください。</p> <p>・この地区に決定したのはいつか。</p> <p>・なぜ地域住民に整備決定の案の段階で伝えなかったのか。</p> <p>・3月14日付の自町連からの要望書の回答を求めます。</p>	8件	<p>本市では、令和3年11月に今回の整備予定地にかかる事業者の募集を行い、令和4年1月に大阪自彊館を整備及び運営事業者として決定したことを、それぞれ公表しております。</p> <p>地域の皆様へのお知らせにつきましては、事業者の募集に先立ち、令和3年10月以降、整備予定地が位置する学区（春日野学区・日野学区）の自治町内会連合会、周辺の町内会の役員会に本市職員が出席し、施設の必要性及び入所手続について説明させていただきました。その中で、周辺の皆様からは、救護施設の整備に関する不安が寄せられたため、両学区の自治町内会連合会からは、令和4年3月14日に、住民の皆様への丁寧な説明などを求める要望書をいただいております。</p> <p>本市では、同じく本年3月の市議会におきまして、救護施設の整備に関する予算を含んだ「令和4年度京都市一般会計予算」が議決されたことを踏まえ、本年4月28日に春日野学区自治町内会連合会、5月8日に日野学区自治町内会連合会において、事業者の紹介及び住民説明会の開催案内について報告させていただきました。</p> <p>また、本年3月14日に両学区の自治町内会連合会からいただきました要望書の回答につきましては、本年5月27日に文書により回答し、両学区において会員の方に回覧をされていると伺っております。</p>

5 主に施設の整備等に関する御意見

質問		回答
【5-1】 ・出入口を逆側にすることはできないか。	1件	施設の管理運営上、明確に敷地を区分することが必要であり、南側に出入口を設けた場合は、地域の皆様も利用されている芝生や桜の木を撤去する必要があることから、変更は困難と考えております。
【5-2】 ・十分な合意のない中での工事の入札等は進めないでいただきたい。	1件	工事入札までの間、救護施設について御理解いただけるよう説明を行ってまいります。
【5-3】 ・大阪自彊館への選定や工事業者の入札など、何らかの談合があるのではないか。	1件	救護施設の整備及び運営事業者の選定に当たっては、公募を行ったうえで、生活困窮者支援に係る専門家、実際に生活困窮者支援に携わっている事業者、福祉施設の連絡協議会の会長、税理士の皆様による選定委員会の審査を経て、令和4年1月に本市が決定したものであり、談合などは一切ありません。 また、工事業者の入札については、事業者において実施するものであり、今後、社会福祉法人として適切に実施されます。
【5-4】 ・施設の上階から見下ろされると着替えができない。	1件	今後、御意見について、事業者の大阪自彊館とも共有し、設計への反映について検討してまいります。

6 主に計画の中止に関する御意見

質問		回答
【6-1】 ・住民の質問にきちんと答えてほしい。 ・再度住民説明会を開いてほしい。 ・どのように反対の意思を聞いていくのか。 ・ホームページだけでなく、説明会を繰り返したり、全戸配布のポスティングをしてほしい。 ・住民が納得してから施設を建設してほしい。 ・住民の理解を得られたと勝手に決めないでほしい。	27件	今回の住民説明会は、施設の整備及び運営事業者である社会福祉法人大阪自彊館とともに、本市が整備予定地の周辺である春日野学区及び日野学区にお住いの皆様を対象に、「救護施設の役割や入所される方の生活等」についての説明会を開催させていただき、説明会当日に寄せられた御質問にはその場でお答えするとともに、説明会終了後提出された質問票についても、今回回答させていただきました。 住民説明会の開催に当たっては、事前に春日野学区及び日野学区の自治町内会連合会に開催を報告させていただいたうえで、施設の周辺にお住まいの方には直接ポスティングするとともに、自治会を通じて周知ビラを回覧いただきました。 整備に反対というご意見も頂戴しておりますが、本市としては、救護施設も他の社会福祉施設と同じく、非常に重要な社会資源であることから、引き続き、救護施設について地域の皆様に御理解いただけるよう努めてまいるとともに、計画を進めてまいります。 なお、今後の説明会については、自治会や町内会、保育園（所）、小中学校等の単位で御要望をいただきましたら、説明会の調整をさせていただきます。
【6-2】 ・宇治市等でも説明会を開催してほしい。	3件	宇治市においても説明会を開催してほしいとの御意見を複数いただきましたので、今後、宇治市役所と協議のうえ、詳細について改めてお知らせいたします。
【6-3】 ・反対	22件	今回の救護施設の整備及び運営について、不安をお持ちの方や御理解をいただけていない方がいらっしゃることは認識しており、引き続き御理解いただけるよう努めてまいります。

7 その他の御意見

質問		回答
【7-1】 ・角川ヴィラで起きた事件への対応を教えてください。	4件	事件以降、社会福祉法人大阪自彊館が運営する全ての施設において、危機管理の取組を毎年継続することにより、利用者支援に繋げています。 今回整備する救護施設の入所に当たっては、まずは既存の緊急一時宿泊所に入所いただいたうえで、事前に救護施設において落ち着いて集団生活を送ることができるかを、福祉事務所と事業者がしっかりと確認し、必要に応じて専門家の意見も聴取したうえで、福祉事務所が入所を決定いたします。
【7-2】 ・今回の整備により、醍醐和光の施設はどうなるのか。 ・カフェぶらんたん、その周りの桜、カフェぶらんたんの駐車場などは、近隣住民のオアシスでもあるので、絶対にそのままにしてほしい。	2件	今回の救護施設の整備に当たっては、現在醍醐和光の職員駐車場として使用している部分を活用することから、醍醐和光の運営法人である社会福祉法人南山城学園へは事前にお伝えしております。 なお、今回の整備に当たっては、醍醐和光の職員駐車場は、北西側の空きスペースに移設する予定であり、御意見にありますカフェぶらんたんやその周りの桜、カフェぶらんたんの駐車場などを無くす予定はありません。
【7-3】 ・京都市中央保護所を建替えて運営したらよいのではないか。	3件	本市の更生施設である京都市中央保護所は、建物がバリアフリー化できていないことや居室面積が狭いこと、介護職員の配置が無いため利用者の高齢化や課題の複雑化に十分対応できていないこと等から、令和4年3月末をもって休止しているところです。 京都市中央保護所に関しては、他の老人福祉センターなどとの合築施設であること及び敷地面積が狭いことから、建て替えにより救護施設を整備することはできません。 京都市中央保護所が抱えてきた課題を解決するには、一定の敷地面積がある場所に、介護職員が配置される救護施設を整備することが不可欠と考えております。
【7-4】 ・資産価値の下落への対応や税金の免除などを考えてほしい。	2件	土地の資産価値については、土地の形状や利便性などを踏まえて決まるものであり、これまでから、社会福祉施設ができることをもって、資産価値が下がるという事例は聞いたことがありません。 また、救護施設の整備・運営を行うことに伴い、土地の値段に対する補償や税金の免除などを行うこともありません。
【7-5】 ・予算及び議会の状況を教えてください。	2件	救護施設の整備に係る予算については、「令和4年度京都市一般会計予算」において、市議会の議決を得ております。 予算については、 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000290/290208/hohuku.pdf) を御覧ください。 市議会での議決については、 (https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/honkaigi/R03/gian2.html) を御覧ください。令和4年度分市長提出議案の「議1 令和4年度京都市一般会計予算」において、3月25日に議決を得ています。
【7-6】 ・市は大阪自彊館にどれくらい支払うのか。	1件	本市では、今回の施設整備に係る補助金として、約4億円を予算計上しています。 また、運営開始後、救護施設に80名が入所した場合には、80名分の生活保護費として、年間約2億1千万円（うち本市負担約5千2百万円）を支払い、食事提供や生活支援のための費用に充てられます。

<p>【7-7】 ・月額20万円で2、677.0㎡の土地を借りられるのはおかしいのではないか。</p>	1件	<p>本件の土地の賃借に関しては、2者による不動産鑑定評価を行い、本市に有利な方の鑑定評価額に基づき、最低価格を設定したものです。</p>
<p>【7-8】 ・公募した事業者の数はいくつか。</p>	1件	<p>公募は幅広く実施いたしました。応募があった事業者は、社会福祉法人大阪自彊館1者となります。</p>
<p>【7-9】 ・事業者の方が何故ここに建てるのかと聞かれたら答えられないとのことだが、問題が起きた時の対応も事業者が逃げるようなことがないか不安である。</p>	1件	<p>整備予定地は本市が決定したものであり、事業者が回答する内容ではありません。</p> <p>救護施設の整備及び運営事業者である社会福祉法人大阪自彊館は、大阪市内や滋賀県内で数多くの救護施設を運営するとともに、100年以上にわたる生活困窮者支援の実績があり、700名を超えるスタッフがいるなど、大規模かつ安定的な運営を行っている事業者です。運営に関しては、京都市だけでなく、事業者としてもしっかりと対応させていただきます。</p>